

福祉人材確保

① きょうと福祉人材育成認証制度（平成25年4月開始）

福祉業界が若者にとって安心して働ける業界であることを、根拠を持って説明していくツールとして創設。人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証し、公表。認証取得に向けて取り組む事業所に対しては、専門家による相談会や研修を無料で実施。

「人材育成に積極的に取り組む」意思表示である「宣言」。基準を満たす事業所を認定する「認証」。高度な人材確保の取組みを実施している法人は「上位認証」制度を用意。

「きょうと福祉人材育成認証制度」に参加するには、まず「宣言」していただきたい。宣言いただければ、この認証基準を満たす取組みの支援をご案内しますので、現段階で基準を満たしていないと思われる場合でも、まず宣言をすることをご検討ください。

②リーフレット

京都府福祉人材・研修センターとは厚生労働大臣の認可を得た、福祉の仕事専門の無料職業紹介所です。47都道府県の社会福祉協議会に設置されています。無料職業紹介所ですので、京都府福祉人材・研修センター経由で採用者が決定しても「手数料、登録料等」が発生することはありません。求人票はインターネットから提出することが可能です。職員採用時には是非お声かけください。

③求人の手引き

京都府福祉人材・研修センターではハローワーク同様、インターネット上から求人票を提出することが可能です。先にも述べましたが無料職業紹介所ですので、京都府福祉人材研修センター経由で採用者が決定しても「手数料、登録料等」が発生することはありません。また、一度提出した求人票はデータでシステムに保存されますので、次回求人票を提出する際に保存データを再利用しますので簡単に求人票の作成、提出が可能です。それらの手続きを示したものが「求人の手引き」になります。不明な点が生じた際は電話でサポートいたします。

④介護の資格届出制度

社会福祉法で介護福祉士等（介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修、介護に関する入門的研修を終了した方も含まれます。）の資格をお持ちの方で、福祉の仕事から離れる、福祉の仕事に就かない方の届出は、法律上努力義務となっています。

介護福祉士等の有資格者を生涯サポートすることを目的としています。

きょうと福祉人材育成認証制度

1 目的

- (1) 福祉業界自らが人材確保・定着に努力する環境を整備すること
- (2) 業界の取組や福祉業界を正しく理解できる情報を「見える化」すること

2 制度概要

人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証し、学生等に公表
認証取得に向けての取組を研修やコンサルティングで京都府が支援

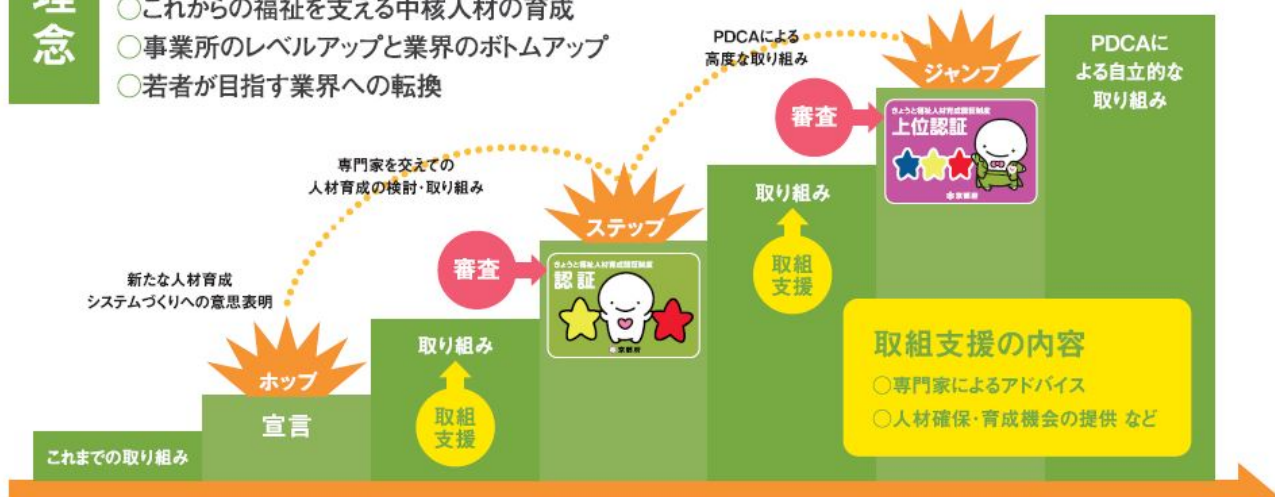
- 【ホップ】 人材育成に取り組むことを意思表示→「宣言法人」
- 【ステップ】 認証基準を満たす→「認証法人」
- 【ジャンプ】 更なる取組に対する上位認証→「上位認証法人」



きょうと福祉人材育成認証制度

理念

- 人材育成に取り組む事業所を分かりやすく紹介(業界の「見える化」、若者の参入促進)
- これからの福祉を支える中核人材の育成
- 事業所のレベルアップと業界のボトムアップ
- 若者が目指す業界への転換



3 メリット

<宣言>

- 職員の定着や労働環境整備(=認証取得)のため、無料の支援を受けることができる
 - ・人材育成や人事評価制度構築などのためのセミナー
テーマ例：人材育成計画の作成、キャリアパスの体系構築、給与制度の設計等
 - ・法人・事業所の課題・悩みの相談を解決に導くための専門家の支援(個別相談等)
 - ・新任職員や管理職等の現任職員向けの研修
テーマ例：中堅職員研修、OJT推進者研修、
管理職研修(財務管理やメンタルヘルスケア)
- ・WEBを活用した職員アンケートの実施

<認証・上位認証>

- 上記に加えて
 - ・採用活動等において認証マークを活用し、学生等に事業所をアピールできる。
 - ・京都府が実施するインターンシップ事業等への参加
 - ・就職フェアへの参加要件(令和3年3月～予定)

福祉のお仕事

ケイタイは
こちら



福祉のお仕事 検索

<https://www.fukushiji-work.jp/>

- 職種・地域・資格・事業所名で検索が可能です。
- 求所なくともサイトからご自身で直接応募が可能です。
- 新着求人メールでお知らせする「求職マイページ」機能があります(無料)。

センターの主な取組

- 求職登録相談(マッチング)
- FUKUJOB フェア(面接会・セミナー・交流会)
- FUKUSHI 就職フェア(合同就職説明会)
- 施設見学・就業体験(1Day チャレンジ事業)
- 潜在有資格者へのサポート事業
- 介護の入門的研修(福祉人材のすそ野を広げる事業)
- ジョブネット
(福祉関係機関等からなるプラットフォーム)
- 介護再就業準備金貸付事業
- 保育士就職支援金貸付事業

主な業種

高齢・障害・児童分野等の施設、事業所などや社会福祉協議会

取扱い職種

介護職、ホームヘルパー、介護支援専門員、相談支援員、看護師、PT、OT、ST、施設長、事務職員、栄養士、調理員など

FUKUJOB



フクジョブ 検索

<http://fukujob.kyoshakyo.or.jp>

京都府福祉人材・研修センターが運営する福祉の仕事に関する情報がギュッと詰まったホームページです。

お問い合わせ

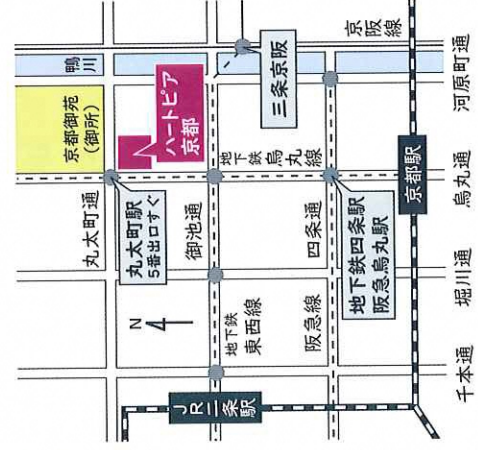
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375
ハートピア京都 地下1階
京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口より地下1階入口直結
TEL:075-252-6297 FAX:075-252-6312



予約不要

午前9時~午後5時
(月~金曜日)
※土日、祝日、年末年始
(12/29~1/3)は休み



社会福祉法人
京都府社会福祉協議会

京都府福祉人材 ・研修センター

無料職業紹介事業許可番号 26-ム-010006

福祉の仕事専門の

無料職業紹介を行っています!!

福祉のお仕事はあなたを必要としています
私たちと一緒に進みませんか

京都府福祉人材・研修センターは、社会福祉法に基づき京都府知事の指定を受けて、京都府社会福祉協議会が運営をしています。

福祉のお仕事に携わるひとりに丁寧に寄り添い、
支える無料職業紹介所

京都府福祉人材・研修センターは

就職活動を応援!!

おまかせ

まずは

求職登録

Web・来所
どちらでもOK

WEB
求職登録は
こちら!!

Web
福祉のお仕事
検索

から登録



福祉のお仕事の疑問から
求人情報まで対応!!

登録の
ハットしている



学生の皆さんお気軽に
相談に来てください

登録者
の方へ

就職関連のイベント情報を
定期的にお届け

就職フェア・面接会・施設見学会・
急募求人等、あなたに合った情報を
随時提供します。

登録者
の方へ

求人情報誌
「すてっぷ」の発送

(毎月20日発行)

新着求人をまとめた求人情報
誌をご自宅に送付します。
※気になる求人がありましたら電話にて応募可能です!



インターネット
登録者
の方へ

求職者スカウトサービス

あなたの所有資格や希望職種、就職可能時期、福祉
の業務経験などの情報を「福祉のお仕事」を利用する
求人事業所に公開し、スカウトを受けるサービスです。

その他の窓口サービス

- 職種・地域別求人の閲覧・紹介
- ハローワークの求人の閲覧・紹介
- 事業所パンフレットの閲覧
- 履歴書・職務経歴書・志望動機の書き方
- 面接の受け方
- 自己PRの方法

施設見学・就業体験

1 Day チャレンジ

福祉のことが全然わからなくても
OK。あなたの希望に合わせて
相談員が事業所選びをお手伝い
します。

福祉のお仕事

福祉のお仕事 検索

<https://www.fukushi-work.jp/>



携帯で求人検索!
毎日、更新される求人は、
インターネットで検索できます。

働きやすく成長できる職場探しに

きょうと福祉人材育成認証制度

人材育成や定着に積極
的に取り組む法人(事業
所)として、京都府が審
査を行い、認証している
制度です。

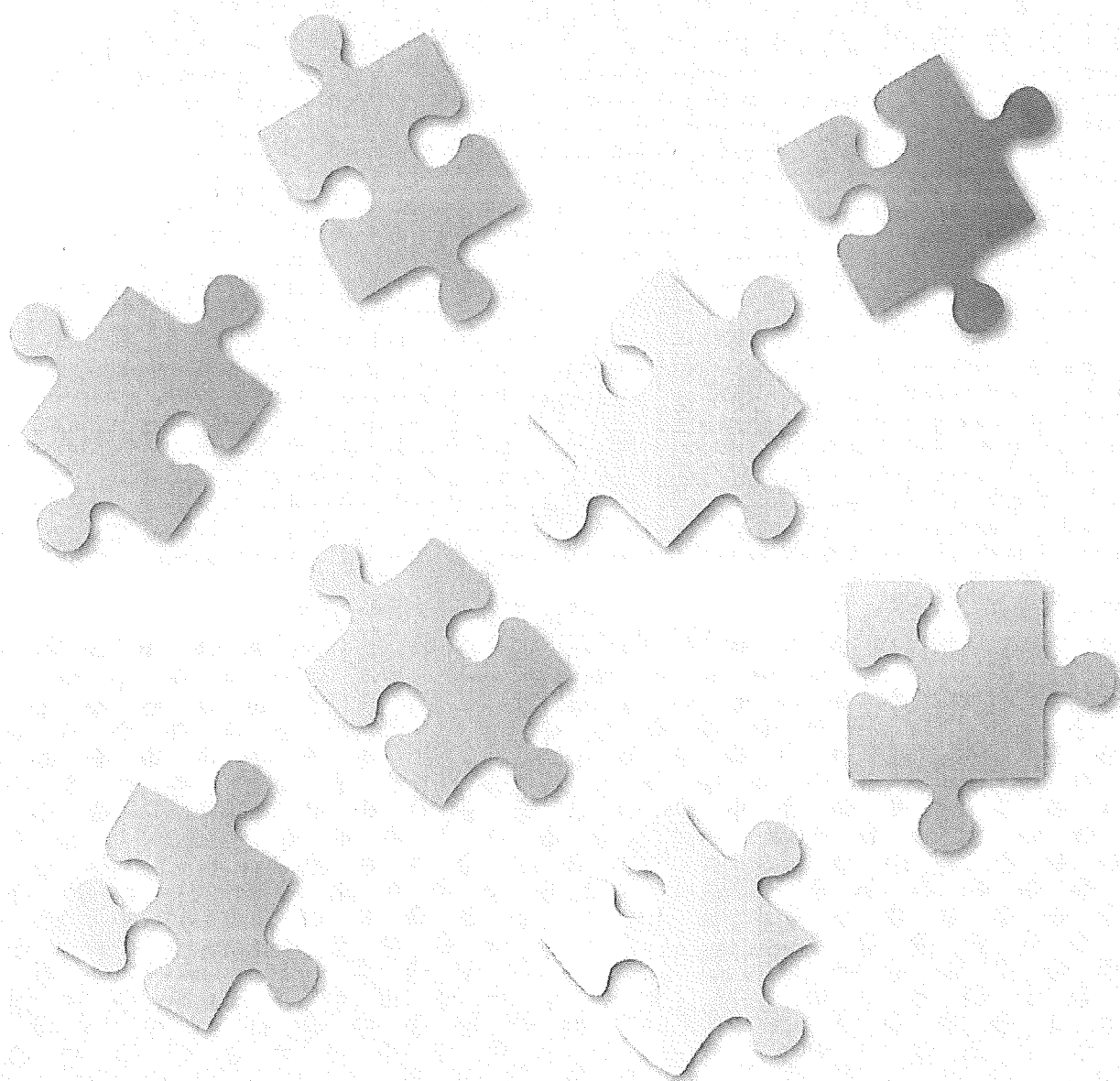


Kyoto294.net 検索

福祉人材を求めている施設・事業所の方へ

求人のでびき

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
京都府福祉人材・研修センター



福祉人材・研修センターとは？

福祉人材・研修センターは、社会福祉法に基づいて各都道府県ごとに設置され、福祉に携わる人材の確保や社会福祉事業従事者の資質の向上を目的に活動しています。

●働きたい方／人材を求めている方との橋渡し

社会福祉施設、在宅などにおける福祉サービスの充実を図るために福祉人材の確保対策として、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得た「福祉人材無料職業紹介所」を設置して、福祉の仕事を探している人と人材を求めている社会福祉サービス事業者との橋渡しをします。

●福祉への理解と関心を深める

広く府民に働きかけ、就職相談会や就職支援セミナー・福祉職場体験事業等への参加を促し、福祉の職場についての理解と関心を深めていただき就職を目指す人々の支援をします。

●保育人材マッチング支援センターの運営

就職支援相談員を設置し、保育士の求人・求職に係る相談や職業紹介、斡旋の他、就職面接・相談会を実施します。

福祉人材無料職業紹介における取扱事業の範囲（すべての職種を対象としています）

次の事業所に従事する職業

- 1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む）
- 2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- 3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- 4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- 5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- 6) 行政が実施する相談所（福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等）
- 7) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む

主な対象職種

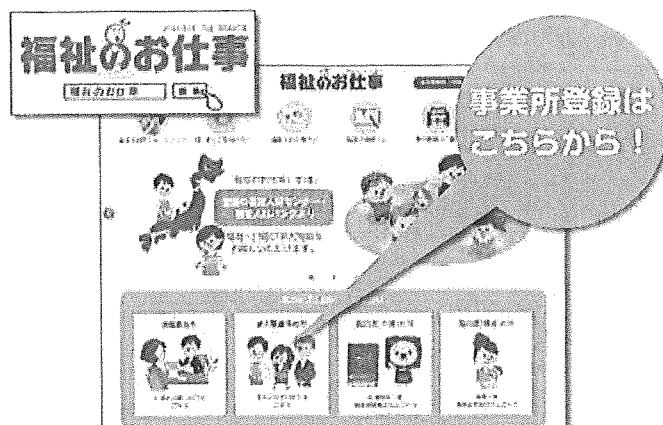
- 介護職員 ●支援・指導員 ●相談員 ●介護支援専門員 ●保育士 ●調理員 ●施設長 ●事務職員
- ホームヘルパー ●セラピスト（PT、OT、ST等） ●看護職（看護師・保健師等） ●栄養士（管理栄養士）
- 社会福祉協議会職員 ●運転手 等

職員募集から採用まで

「福祉のお仕事」を活用して、効率的に！

①「福祉のお仕事」に アクセスして事業所登録

求人票の登録・公開にあたっては、法人・事務所の住所・連絡先等の基本的な情報とログインID・パスワードが必要です。ホームページより申請し、福祉人材・研修センター（以下センター）が承認すると登録したメールアドレスに承認通知が届きます。



②事業所マイページにログイン

Point 1

24時間インターネット経由で求人票の登録の申請可能です。一度に全国の求職者に情報を発信！

Point 2

福祉人材センター・バンクによる紹介や採用の履歴が一目でわかります。

Point 3

2回目からは過去の求人データを再利用できます。最小限の修正で新しい求人票を登録できます。

Point 4

求人票の有効期限が近づくとメールが届きます。期限切れの心配がありません。

Point 5

事業所の詳細な情報を掲載できます（写真もアップ可能）。就職希望者にさらなるアピールを！

Point 6

助成金や各種制度の情報を提供するお知らせ機能付き。

③求人票を申請

求人票情報を入力し、センターが承認するとホームページに掲載され、希望日よりホームページ上に公開されます。一度入力すると次回からは「再利用新規」でラクラク申請が可能です。

④マッチング

●紹介 求人票の条件に合った求職者をご紹介

センターが、採用担当者様に連絡のうえ面接等の調整を行い紹介状を発行します。また、要件を満たす求職者に個別に連絡し紹介することもあります。

※職業安定法に基づく無料職業紹介

●応募 全国の求職者が対象

求職者が希望の求人票について、求職者自身でインターネットより応募します。

※インターネットより応募があった場合は、事業所マイページにログインし応募情報を確認の上、求職者に連絡してください。

⑤事業所での選考

求人票にて雇用条件を提示していますが、面接時等に再度求職者にご説明ください。

⑥採否通知

電話や郵送で直接求職者ご本人に採否結果をご連絡ください。センターにも採用結果・人数をご連絡ください。

1 事業所の登録を申請する

1. 事業所登録

1 求人事業所の方はこちらをクリック



2 画面左上、「新規登録」をクリック



3 「求人事業所マイページ」利用規約が表示されます。同意される場合は「上記の内容に同意する」ボタンを押してください。同意されない場合は求人事業所マイページをご利用いただけませんのでご了承ください。

取扱趣向

- (1)社会福祉事業
- (2)介護保険事業
- (3)障害者総合支援法に基づく事業
- (5)地方自治体独自施策による福祉事業
- (6)行政の相談所等（福祉事務所等）
- (7)その他の社会福祉を目的としない事業（福祉分野の国家資格を持つ専門職に限る）
- (8)上記以外

3 上記の内容に同意する

4 入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。全ての項目を入力したら確認画面で間違いがないか確認し、「この内容で登録する」ボタンを押してください。

入力後の内容確認画面

【法人・事業所の実施事業】

実施事業	特別養護老人ホーム 訪問介護
実施形態(備考)	

4 入力画面に戻る

入力お疲れ様でした。センターからの承認をお待ちください。(1日～3日程度)申請が承認されるとメールでログイン方法のお知らせが届きます。

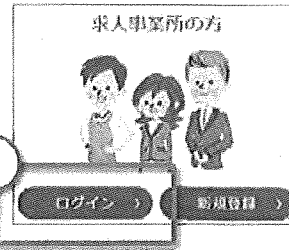
2 求人票を登録する その1

2. 求人票登録

1

ログイン をクリック

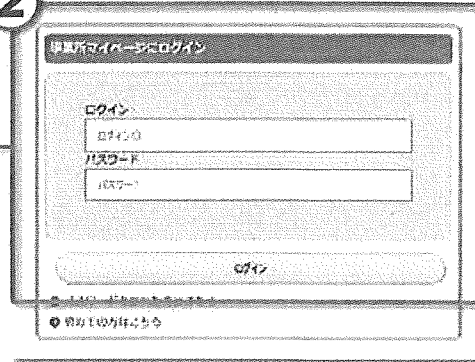
1



2

ログインID(利用者登録時の連絡先e-mailアドレス)とパスワードを入力し ログイン をクリックしてください。

2



3

求人票の申請は 求人票の新規申請 ボタンを押してください。

【求人票一覧】

有効	募集終了
2件	0件
<p>3 求人票の新規申請 求人票の新規申請をします。</p>	

4

新しい画面が開き「求人票の登録」画面が表示されます。求人票の登録申請画面はステップ1～6までの6画面に分かれています。各ステップに沿って求人条件を入力してください。
※入力必須項目は項目横に■を表示しています。

事業所管理 求人票管理 応募管理 紹介状管理 スカウト管理 情報提供
ログアウト

求人票の登録

「次に進む」ボタンを押してください。20分を過ぎると、入力した全ての情報が失われます。必要に応じて、必ず下書き保存ボタンを押してください。

前に戻るボタン ステップ1～6 入力内容 → P5 次に進むボタン

前に戻る

ステップ1
取扱範囲

ステップ2
職種・場所

ステップ3
職種・条件

ステップ4
資金・時間等

ステップ5
応募・選考

ステップ6
入力確認

次に進む

！ 入力から20分が経過すると自動的にログアウトされてしまいます。十分な時間が取れる時に登録されることをお勧めします。

2 求人票を登録する その2

2. 求人票登録

各ステップのおもな入力内容

ステップ1

職業紹介の取扱範囲等の確認

ステップ2

就業先事業所に関する情報

ステップ3

募集職種・条件等の入力

ステップ4

求人職種の
賃金・勤務体制・社会保険等

ステップ5

募集方法・選考方法・その他

ステップ6

入力確認

ステップ3 年齢入力時の注意点

——年齢は「不問」で！——

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、次のいずれかの例外理由に該当することが必要です。

- ❶ 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ❷ 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- ❸ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ❹ 技術・ノウハウ等の継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ❺ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- ❻ 60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となる者に限定し募集・採用する場合

（雇用対策施行規則第1条の3 第1項）

5

ステップ6「入力確認」で内容の確認が終わったら、画面下部の **この内容で登録する** ボタンを押し、申請内容の登録を行います。

5 条件補充

この内容で登録する

ステップ6 入力後の内容確認画面

The screenshot shows a confirmation screen for job registration. It includes fields for '募集職種' (Job Title) and '募集条件' (Job Conditions). A prominent button labeled 'この内容で登録する' (Register with this content) is visible at the bottom. The screen also displays various system messages and navigation options.

入力お疲れ様でした。センターからの承認をお待ちください。（1日～3日程度）
申請が承認されるとメールでログイン方法のお知らせが届きます。

2回目以降に求人票を作成するときは、すでに出来上がった求人票から「再利用新規」ボタンを利用することで、大幅に手間が省けます。ぜひご利用ください。 詳細 ⇒ P9

求人票サンプル

求人登録が承認されると、このような求人票が公開されます。

表面

求人票

【法人・事業所情報】		【この求人による採用者が従事する事業・就業場所等】	
(カ) 法人名称 社会福祉法人 きよと福祉会	設立年月日 2018年3月6日	就業先(予定)の業種 社会福祉(介護)	就業先(予定)の業務内容 特別養護老人ホーム
(カ) 事業所名称 特別養護老人ホーム きよと	就業先(予定)の所在地 〒601-0874 京都市中京区錦町999番地	就業先(予定)の所在地 京都市中京区	就業先(予定)の所在地 京都市中京区
法人区分 社会福祉法人	法人設立年月日	就業先(予定)の所在地 京都市中京区	就業先(予定)の所在地 京都市中京区
【募集条件】 別途募集要項:なし ※資格・研修履修要件の凡例:◎必須 ○いずれか必須 (○印の資格のうちどれか一つは必須) △含む			
求人職種 介護士	職種内容 特養での介護業務	採用形態 正社員	採用終了日 定めない
採用開始日 5/1	採用終了日 5/31	試用期間の有無 あり	試用期間更新の可能性 あり
年齢要件 20歳以上	新卒者の取扱 原則一様可	学歴要件 高卒以上	職歴要件 なし
学歴要件 高卒以上	職歴要件 なし	資格要件 介護士	研修要件 なし
給与 月額 190,000円 - 210,000円	基本給(a) 15,000円	手当 通勤手当 5,000円	賞与 年2回
勤務時間 07:00 - 16:00	勤務回数 月2回	勤務時間 月2回	勤務回数 月2回

求人票の有効期限は、センターが承認した日の翌々月末です。

対象となるターゲット層の枠を広げることで、多くの求職者に興味をもってもらえます。

勤務時間、夜勤回数、週末の出勤等で悩む求職者が多くいます。相談可であれば、その旨入力して下さい。

裏面

【応募・選考方法等について】	
応募受付可否	可
応募資格	志願用紙または請求状 履歴書 職務経歴書
応募方法	志願用紙または請求状 履歴書 職務経歴書
選考方法	面接
応募・選考備考	
【その他】	
全体備考	

全体備考欄には、事業所のアピールポイントや、見学、問合せ等求職者がアプローチしやすくなるようなメッセージを書くのが効果的です。

センター・バンク系京都府福祉人材・就労センター
所在地 〒604-0874 京都市中京区有楽町丸東入清水町 375 ハートピア京都地下1階

3 採否が決まった・求人を見消す

電話や郵送で直接求職者ご本人に採否結果をご連絡ください。センターにも採用人数をご連絡ください。

求職者が持参した「紹介状」あるいは「応募用紙」は「採否決定通知書」とセットになっています。採否結果および求人票の取り扱いについてご記入の上、センターまでFAXでご報告ください。

3-1. 現在「有効」の求人を抹消する（求人が充足した）

1 募集を終了したい求人票番号を選びます

【求人票一覧】

有効(3) 募集終了(0) 見込(22) 待機中(0) 下書き(0)

操作されている求人票です。求人票番号をクリックすると以下のことができます。
 1. 採否登録・・・「採否決定通知書」ボタンを押すと、採否が決まった求職者の採否を登録できます。
 2. 求人票の内容変更・・・「修正」ボタンを押すと、求人票の内容を変更できます。
 3. 求人票の削除・・・「削除」ボタンを押すと、求人票の公開を終了します。
 4. 新規求人票の作成・・・「新規採用票」ボタンを押すと、求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成できます。

求人票番号	求人職種	採用形態	募集	応募	見込	採用	掲載開始日	掲載終了日
1001-1002-00010	事務職	非常勤・パート	3	0	0	0	2018/02/16 採否待ち	2018/04/30 有効
1001-1002-00011	事務・営業・派遣員	常勤(正職員以外)	1	0	0	0	2018/02/16 待機中	2018/04/30 有効
1001-1002-00012	行務職	正職員	1	0	0	0	2018/02/16 待機中	2018/04/30 有効

2 募集終了 ボタンを押します

1 修正 公開している求人票の内容を修正します。
 2 採否登録 求職者一覧から求職者の採否結果を登録します。
 3 削除 求人票の公開を終了します。 - 登録した求人票を再度掲載するには、再掲載申請の求人票を再申請する必要があります。
 4 新規採用票 この求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成します。

3-2. 「採否待ち」状態の求人を抹消する（掲載終了日が到来した）

求人申込（登録）を申請し、センターが承認した日の翌々月末になると期限切れで「採否待ち」状態になり、インターネット上に掲載されなくなります。状態区分が「採否待ち」の求人票は抹消登録の申請をし、センターに採否を報告します。求人票の採否が確定したら、速やかに抹消登録の申請を行うようにしてください。

1 抹消したい求人票番号を選びます

【求人票一覧】

有効(0) 募集終了(12) 見込(14) 待機中(0) 下書き(0)

操作されている求人票です。求人票番号をクリックすると以下のことができます。
 1. 採否登録・・・「採否決定通知書」ボタンを押すと、採否が決まった求職者の採否を登録できます。
 2. 求人票の内容変更・・・「修正」ボタンを押すと、求人票の内容を変更できます。
 3. 求人票の削除・・・「削除」ボタンを押すと、求人票の公開を終了します。
 4. 新規求人票の作成・・・「新規採用票」ボタンを押すと、求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成できます。

求人票番号	求人職種	採用形態	募集	応募	見込	採用	掲載開始日	掲載終了日
1001-1002-00010	事務職	非常勤・パート	1	0	0	0	2018/02/16 採否待ち	2018/02/16 採否待ち
1001-1002-00012	行務職	正職員	1	0	0	0	2018/02/16 採否待ち	2018/02/16 採否待ち

2 抹消申請 ボタンを押します

1 修正 公開している求人票の内容を修正します。
 2 採否登録 求職者一覧から求職者の採否結果を登録します。
 3 抹消申請 求人票の公開を終了します。 - 登録した求人票を再度掲載するには、再掲載申請の求人票を再申請する必要があります。また採否結果を登録してください。
 4 新規採用票 この求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成します。

4 求人票を修正する場合

状態区分が「有効」の求人票は登録内容の修正を申請することができます。

4. 求人票修正

1

修正登録を申請したい求人票の番号を選びます

【求人票一覧】

有効(5) 募集終了(6) 採用(27) 申請中(0) 下書き(0)

現在公開している求人票です。
 求人票番号をクリックすると以下の画面が表示されます。
 ① 募集状態確認・・・『募集状態確認』ボタンを押すと、応募が済んだ求職者の応募履歴を確認できます。
 ② 求人票内容確認・・・『求人票内容確認』ボタンを押すと、求人票の内容を確認・修正できます。
 ③ 求人票の募集終了・・・『募集終了』ボタンを押すと、求人票の公開を終了します。
 ④ 新規求人票の作成・・・『新規求人票作成』ボタンを押すと、求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成できます。

求人票番号	求人票名	雇用形態	募集	定数	給与	採用	募集開始日	募集終了日
2016-09-118	事務職	正社員・パート	募集	5	100000	0	2016/02/16	2016/04/30
2016-09-218	総合・営業・指導員	正社員(正社員以外)	募集	1	100000	0	2016/02/16	募集
2016-09-219	介護職	正社員	募集	1	100000	0	2016/02/16	2016/04/30

1

2

修正

ボタンを押します

2

修正 公開している求人票の内容を修正します。

募集状態確認 応募履歴から応募者の応募履歴を確認します。

募集終了 求人票の公開を終了します。一旦終了した求人票を再度募集するには、再活用新規登録が求人票を再募集する必要がある場合があります。

新規求人票作成 この求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成します。

求人票詳細 有効(0) 採用(1) スカウト(0)

【法人情報】

法人名称	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
法人名称フリガナ	シャカイフクシカクワシヨク カンゴフクシカクワシヨク
代表者名	代表者 社会福祉協議会
代表者フリガナ	シャカイフクシカクワシヨク カンゴフクシカクワシヨク
法人住所	東京都港区
法人設立年月日	1953/07/26

求人票の修正では「募集人数」「新卒学生の取扱い」「募集期間」「採否決定予定日」の変更ができません。これらの項目を変更する必要がある場合は、一度求人票を募集終了にし、再利用新規登録をご利用ください

5 以前作った求人票を再利用して、新しい求人票を登録する場合

既に入力されている条件の、必要な部分を訂正するだけなので、手間が大幅に省けます！
例えば、介護職の求人から「再利用新規」で看護師の求人を作る、ということも可能です。

5. 再利用新規

1 再利用（コピー）したい求人票番号を選んでください

【求人票一覧】

有効 (0) 登録済み (2) 検索 (33) 申請中 (0) 下書き (0)

お済申請された求人票です。
求人票番号をクリックすると以下のことができます。
【新規求人票の作成...】(再行再編集) ボタンを押すと、求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成できます。

求人番号	求人職種	雇用形態	種別	更新	紹介	採用	採用日
2600-1802-0071E	相談・支援・指導員	兼勤 (正職員以外)	1	0	0	0	2016/02/16 採用済み
2600-1801-0010E	事務職	兼勤職・パート	1	0	0	1	2015/02/25 採用済み
2600-0521E	事務職	兼勤職・パート	2	1	1	1	2016/06/28 採用済み
2600-1404-0040E	事務職	兼勤 (正職員以外)	1	0	0	0	2016/02/12 採用済み

19件

2 再利用新規ボタンを押してください

2

再利用新規

お済申請されている求人票の内容を修正します。
この求人票の内容をコピーして、新しい求人票を作成します。

求人票詳細 更新 (0) 紹介 (0) 入力中 (0)

【求人票詳細】

法人名称	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
法人名称フリガナ	シャカイゾクシカキョウトシカキョウギカク
法人名称カナ	シャカイゾクシカキョウトシカキョウギカク
法人名称フリガナ	シャカイゾクシカキョウトシカキョウギカク
法人名称	社会福祉法人
法人設立年月	1951/03/28

事業所の詳細情報を公開する方法

就職希望者の「知りたい！」に応える

—法人事業所紹介情報をぜひ活用ください！—

人材不足の時代に積極的なアピールを！

貴重な人材を確保するためには、これまで以上に積極的に情報を発信して就職希望者にアピールすることが必要です。また、事業所が情報公開に積極的かどうかということも就職希望者の判断材料のひとつになるといっても過言ではありません。

事業所の特色・魅力を伝える「法人事業所紹介情報」

「法人事業所紹介情報」では、経営理念やサービスの特徴、職員体制、福利厚生、研修・教育制度など、これまで就職希望者が知りたいと思っていた情報を幅広く詳細に公開することができます。

また、研修制度等についても詳しく記載できます。プロとしてのスキルアップ、キャリアアップを志す意欲的な就職希望者にアピールできます。

「法人事業所紹介情報」は求人票だけでは迷っていた就職希望者への、強力な「あと一押し」となります。

いつでも就職希望者に事業所の存在をアピール

求人票は当然のことながら募集している間しかホームページに掲載されません。そのため、求人票が出来ていない間は就職希望者に、事業所の存在すら気づいてもらえない可能性があります。

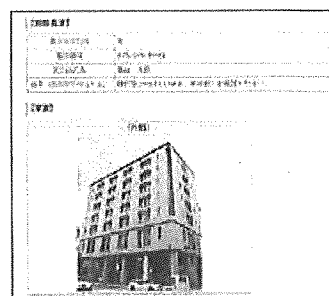
「法人事業所紹介情報」では、求人票の有無にかかわらず常時、情報を掲載しますので、常に就職希望者に事業所の存在をアピールすることができます。

見学の積極的な受け入れを

事業所詳細情報には、見学の可否や連絡先の情報も掲載できます。実際に見学して、どのような職場なのかを実感できるため、就職希望者も安心して応募できます。

また、事前に事業所の様子がわかれば、後で「こんなところとは思わなかった」などということを避けることにもつながります。事業所側にとっても、面接とは別の機会に就職希望者の様子を見ることができるというメリットがあります。

百聞は一見に如かず！



写真も掲載
できます

写真が掲載されているかどうかで、印象は大きく違います。事業所の雰囲気や伝わる写真をぜひ掲載してください。

事業所“詳細”情報の管理のルール

- ① 「法人事業所紹介情報」に記載する内容は、あくまでも事業所の自己責任で管理していただきます。虚偽の記述はもちろん、誤解を招くような記述も避けてください。また、掲載された内容に関する苦情や問い合わせには事業所で対応していただきます。
- ② “詳細”情報に関しては、センターの承認は不要です。後述する場合を除いては、センターは関与しません。また、詳細情報に記載された内容によるいかなる紛争や損失等についてもセンターは責任を負いません。
- ③ 不適切な表現や確認が必要な場合など、センターが必要と認めた場合には、「福祉のお仕事」ホームページへの情報公開を中止することがあります。
- ④ 事業所マイページは、20分程度登録等の動作が行われないと自動的にログアウトします。その場合、途中まで入力していた情報もすべて無効となり、ログインからやり直すことが必要になります。あらかじめ記載内容を管理してから入力することをおすすめします。

京都府福祉人材・研修センター実施事業



1Day チャレンジ

(見学・就業体験)

受入事業所

募集!!

福祉と介護の仕事に関心を持つ方や就職活動中の学生に対して、就業体験を行う機会と場を是非とも提供してください。

申込方法

FUKUJOB (福祉人材・研修センターHP) より様式1~3をダウンロードし申請様式を入力後、メールにて申請してください。《登録届出書 (様式1)、事業計画書 (様式2)、見学体験プログラム (様式3)》

※1法人複数事業所がある場合は事業所ごとに提出してください。

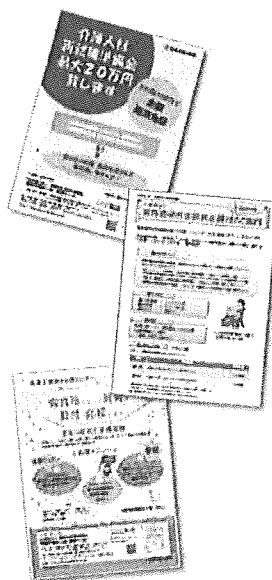
メール送付先

ml-jinzai@kyoshakyo.or.jp 京都府福祉人材・研修センター 福祉人材課

貸付金制度

介護や保育の仕事に再就職された方を貸付で支援します。

資金種類	貸付額 (上限)
介護人材再就職準備金	200,000円 (1人1回)
介護福祉士実務者研修受講資金	150,000円 (1人1回)
保育士就職支援資金	
▶ 保育補助者雇上げ費	1人目 2,953,000円×3年 2人目 2,215,000円
▶ 就職準備金	400,000円
▶ 保育料の一部貸付	324,000円 (月額27,000円×12か月)
▶ ファミリーサポートセンター利用料	246,000円 (年額123,000円×2年)



介護・保育の資格 届出制度

介護や保育の資格をお持ちの方が、京都府福祉人材・研修センターに届出、登録いただくことで、最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向を持った時には、最適な就業場所を紹介するといったサービスを継続して提供します。

▶ 届出は「福祉のお仕事」ホームページトップ画面「届出者(介護)の方」「届出者(保育)の方」からできます。



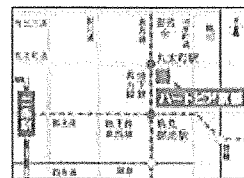
▶ お問い合わせ・ご相談はこちらへ

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 **京都府福祉人材・研修センター**

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都 地下1階

【開所日・時間】月曜～金曜 9時～17時 (祝日・12/29～1/3をのぞく) ※予約不要

TEL: 075-252-6297 FAX: 075-252-6312



京都市営地下鉄丸太町線「丸太町」駅下車南改札5番出口より地下1階入口直結

公式オフィシャルページで最新情報を発信中!

FUKUJOB

想いがシゴトになるサポートサイト



Facebookでいいね!してね/

Find us on



せつかくの、 資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



ご存知ですか？ あなたを生涯支える 介護の資格 届出制度

対象資格・研修

介護 福祉士	介護職員 初任者 研修	介護職員 実務者 研修	旧ホームヘルパー 養成研修1級・ 2級課程	旧介護 職員 基礎研修	介護に 関する 入門的 研修
-----------	-------------------	-------------------	-----------------------------	-------------------	-------------------------

 厚生労働省

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

連絡先・センター/バンク名

介護福祉士等の 有資格者を生涯サポート

サポート 1

最新の情報をお届け

介護の仕事に関する様々な情報を、届出た方々それぞれのマイページにお届けします。

例)福祉・介護に関するニュース、就職活動に役立つ情報、各種イベント情報、就職先を探す方には、希望に応じた福祉・介護分野の求人情報

サポート 2

介護知識・技術の研修や 職場体験も。

ブランクのある方には、介護の知識・技術の研修や、介護の職場の現状や個々の職場の実情を肌で知るための職場体験のサポートも行います。

サポート 3

都道府県ごとのセンターが きめ細かに対応。

再就職をご希望の場合、ホームページ上でのサポートに加えて、各都道府県の福祉人材センターが、きめ細かく求職者からご相談に応じ、新しい活躍の場と出会う手伝いをいたします。

介護福祉士や 介護の研修修了者は 福祉人材センターに 届出をお願いします。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となっています。

介護職として働く人は増えていますが、介護サービスのニーズも高まっていくため、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。

そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々の届出制度^{※1}を創設しました。

また、介護に関わる研修^{※2}を修了した方も届出ることができます。

福祉人材センターに届出していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就労支援などが受けられます。

※1.福祉の仕事から離れる、福祉の仕事に就かない方の届出は、法律上の努力義務となっています。

※2.介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、
(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、
(旧)介護職員基礎研修、介護に関する入門的研修



3つのステップで簡単に届出

<https://www.fukushi-work.jp>



STEP 1 /

「福祉のお仕事」ホームページにアクセス。



「届出者(介護)の方」をクリック。

「新規登録」をクリック。

規約に同意

STEP 2 /

あなたの情報を入力して仮登録。



あなたの情報を入力してください。

設定が完了すると、登録アドレスにメールが届くので、開いてください。

① 入力したメールアドレスがあなたのIDになります。

STEP 3 /

メールURLからアクセスして本登録。



あなたの情報を入力してください。

「入力内容を確認する」をクリック。

確認画面で「登録する」をクリックし、届出完了。

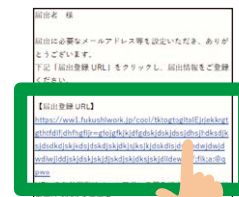
メールが届かない場合はどうすればいいの？

こちらのドメインを受信できるように、設定してください。

@fukushi-work.jp



メールを開いてURLをクリック。



サクサクカンタン♪



① 届出はパソコンからでもできます。

消費者トラブルと見守り

京都府消費生活安全センター

1. 消費生活センターの役割

(資料：センターのしおり)

◆消費生活相談 ◆啓発・教育 ◆調査・指導

2. 京都府の消費生活相談の現状

平成30年度 相談件数 4,768件

○インターネットなど情報通信に関する相談件数が突出。(838件で全体の約6分の1)

○高齢者を狙った特殊詐欺をはじめとする悪質商法の手口が巧妙化し、高齢者からの相談割合が年々増加。(65歳以上の相談 1,545 で全体の3分の1)

※特殊詐欺被害(平成31年1月～令和元年12月/206件、約3億円) <京都府警察発表暫定値>

(資料：消費者注意報)

3. 障がい者の消費者トラブルの特徴

(資料：見守りガイドブック P1～P2)

- ①判断に必要な情報が不十分だったり、相談のために特別な支援を必要とする
- ②判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくい
- ③被害にあっても抱え込んでしまい周囲に相談しない

4. 相談事例

(資料：見守りガイドブック P3～P8 事例①～事例⑥)

◇ヘルパーが被害を発見したり、利用者から相談を受けた場合は、事業所のケアマネージャーから消費生活センターにご相談ください。

5. 見守り、気づき、声かけ、つなぐ

(資料：見守りガイドブック P9～P14)

- ・十分な情報提供
- ・家族や周囲の人が日頃から様子を気にかける(具体的な声かけ)
- ・信頼関係の構築(何でも話せる)
- ・被害に気づいたら、被害を知ったら(地域の連携→相談窓口)

6. 相談窓口の利用 (いやや!)

★消費者ホットライン 188 <お近くの消費生活相談窓口をご案内します>

★京都府消費生活安全センター TEL：075-671-0004

☆京都府山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課 TEL：0774-21-2426

☆京都府南丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課 TEL：0771-23-4438

☆京都府中丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課 TEL：0773-62-2506

☆京都府中丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課 TEL：0772-62-4304

7. 消費生活出前講座の案内

ご利用者の方の消費者被害の早期発見や未然防止に向けた、ケアマネージャーやヘルパー対象の講座を行っていますので、是非、ご利用ください。

京都府消費生活安全センター(TEL：075-671-0030) 又はお近くの広域振興局の相談窓口へご連絡ください。

消費生活講座

消費者トラブルの事例や気づきのポイントなどについて、受講者に合った内容で、ご希望によりDVD上映やロールプレイングなども交えて、職員や消費生活相談員等が地域に出向いてお話しします。

- ① 高齢者の消費者トラブルと見守り
- ② 若者に多い消費者トラブル
- ③ インターネットをめぐるトラブル
- ④ 「最近の相談事例と対処法」
- ⑤ 特殊詐欺などタブレットを使ってアクティブラーニング

◆◆講座申込み方法◆◆

- ① まず、お電話ください。
TEL 075-671-0030
お早めにご連絡ください。(原則4週間前までをお願いします。)
- ② テーマ、日程が決まりましたら、「消費生活講座申込書」を提出してください。
- ③ 当日の会場準備をお願いします。
(当日使用するものについては、講師と調整していただきます。)

※講師の謝金は必要ありません。
※講師の派遣については、原則、平日の昼間です。
※資料のコピーや送付の費用について、主催者にご負担いただく場合があります。



**特殊詐欺の入り口は
固定電話です!!**

～在宅中でも留守電の設定を～

**私だけは大丈夫。
それが危ない特殊詐欺**

断るときは、大きな声ではっきりと

- いりません
- お断りします



京都府消費生活安全センター
(京都テルサ西館2階)

- JR京都駅(新幹線八条口)より南へ徒歩約10分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩5分
- 地下鉄九条駅④出口より西へ徒歩約5分
- 市バス九条車庫南へすぐ
- 名神京都南インターより国道1号北行き市内方面へ、九条通を東へ、九条新町交差点を南へ、進入路あり

京都府消費生活安全センター

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ西館2階
TEL 075-671-0030
FAX 075-671-0016
<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>
(京都府ホームページ内)

京都府 消費生活安全センター

Kyoto Prefectural Consumer Safety Center

消費生活相談

TEL 075-671-0004

- 月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く)
- 午前9時～午後4時

消費生活土日祝日電話相談(電話のみ)
〈緊急の窓口です〉

TEL 075-257-9002

- 土曜日・日曜日・祝日(年末年始除く)
- 午前10時～午後4時



©京都府 まゆまる

消費生活相談

消費生活相談 (電話又は来所)

- 月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く)
- 午前9時～午後4時

TEL 075-671-0004
FAX 075-671-0016

消費生活土日祝日電話相談 (電話のみ)

〈緊急の窓口です〉

- 土曜日・日曜日・祝日(年末年始除く)
- 午前10時～午後4時

TEL 075-257-9002

多重債務・高齢者等 (電話又は来所)

- いずれも月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く)
- 午前9時～午後5時

◆多重債務・ヤミ金融の相談

TEL 075-671-0044

◆高齢者消費生活ホットライン

TEL 075-671-0144

最寄りの消費生活相談窓口を案内

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188



消費者ホットライン(188)
インターネット相談窓口
受付時間

消費者庁



インターネット消費生活相談

【閲覧方法】
各検索サイトにて

京都府 暮らしの情報ひろば

で検索



当センターURL

注文したのに
商品が
届かない…

突然訪れた業者と
高額な契約をして
しまった!

身に覚えのない
請求が届いた!

くらしの中のさまざまなトラブルや疑問について、消費生活相談員が解決のためのお手伝いをします。
お気軽にご相談ください。

訪日観光客消費者ホットライン

03-5449-0906



The Consumer Hotline for Tourists (NCAC) offers telephone consultation that overseas visitors to Japan can use if they experience consumer issues while visiting Japan. Feel free to call this hotline if you encounter consumer issues involving stores, restaurants, bars, transportation, or lodging during your visit.

「訪日観光客消費者ホットライン(独立行政法人国民生活センター)」は、日本を訪れた外国人観光客が、日本滞在中に消費者トラブルにあった場合に相談できる電話相談窓口です。販売店や飲食店、交通機関、宿泊施設などとの間で、消費者トラブルにあったら、こちらまでご相談ください。

<Reception time / 相談受付時間>

Monday through Friday 10:00 a.m.- 4:00 p.m.
(closed weekends, national holidays, and Dec.29 - Jan. 3)
平日 10時から 16時(土曜日・祝日、12/29~1/3を除く)

<Telephone number / 電話番号>

03-5449-0906 ※Standard call rates to the call center will apply.
※通話料金がかかります。

<Languages / 対応言語>

English, Chinese, Korean, Thai, Vietnamese, Japanese
英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、日本語

消費生活関連法令に基づく調査・指導



悪質商法・不当表示通報サイト

【閲覧方法】
各検索サイトにて

京都府 暮らしの情報ひろば

で検索



当センターURL

商品の安全や、適正な表示・契約について、「京都府消費生活安全条例」をはじめ消費生活関連法令による運用を行っています。

悪質商法や不当表示に関する情報がありましたら、通報してください。

SNSで最新情報を配信中

【閲覧方法】それぞれのSNSにログイン後、

京都府消費生活安全センター

で検索



facebook



twitter

※原則として、ご自身がそれぞれのSNSのアカウントをお持ちである必要があります



LINE



Instagram

消費生活に関する
ニュース、注意喚
起等、配信してい
ます



障害者の消費者トラブル

見守り ガイドブック



障害者の
消費者トラブルを
なくそう!



見守るくん

障害者の消費者トラブルを防ぎましょう

ご本人の意思と、まわりの方々の見守りが大切です。



被害にあっても抱えこんでしまい、周囲に相談しない



判断に支援が必要な場合、だまされたことに気づきにくい



判断に必要な情報が不十分だったり、相談のために特別な支援を必要とする

はじめに

全国の消費生活センター（消費生活相談窓口）には、障害者を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。その数は年々増加し、高額な被害の相談も相次いでいます。

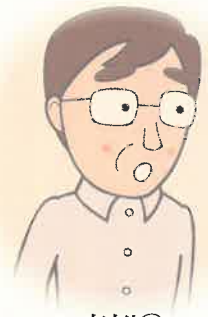
障害者の消費者トラブルは、①判断に必要な情報が不十分だったり、相談のために特別な支援を必要とするため未然防止・問題解決が難しいこと、②判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくいこと、また③全般に、被害にあっても抱えこんでしまい周囲に相談しないことなどの傾向があり、深刻な被害拡大に繋がっています。

このような消費者トラブルを食い止めるためには、ご本人への情報提供を十分に行うと共に、ご家族やまわりの方々に日頃から様子を気にかけていただくことが大切です。

本ガイドブックでは、障害者のまわりの方々に対し、「どのような場面で」「何を」していただきたいのかを例示しています。障害者の消費者トラブルを防ぐため、今後、全国各地の関連機関が連携し、障害者の見守り体制を幅広く検討していただくきっかけになることを願っています。



事例⑥
精神保健福祉士
(8ページ)



事例⑤
民生委員・児童委員
(7ページ)



事例④
グループホーム、
通所施設の職員
(6ページ)



事例③
家族
(5ページ)



事例②
ホームヘルパー
(4ページ)



事例①
障害者相談員
(3ページ)

目次

問題の発見と対応 (6事例)	03
トラブル対応のフローチャート	09
消費生活センターについて	11
参考：クーリング・オフ、関連制度	13
よくあるご質問 Q&A	15
ロールプレイング	17
困ったときの相談先	裏表紙



どのように声をかけたらいいか、注目してね

次ページ以降は、家族や支援者が問題を発見し対応した事例をご紹介します。

※事例は実例を参考に内容を再構成しています。

事例①

電話で相談された際に
思い詰めている様子だった……



佐藤 健二さん(仮名)

私は身体障害者相談員※をしています。ある日、山田さん(仮名40代男性・肢体不自由)から「少し気になることがあるのですが」と私のところに電話が入りました。電話の様子から思い詰めているように感じましたので、気になってお宅を訪問しました。最初はなかなか話してくれませんでした。少しすると、「実は最近、お風呂のリフォーム契約をしたものの、当初の話以上に高額な代金を請求され、業者に対して不信感を抱いている」と打ち明けてくれました。

山田さんは、すでに工事が終わっているのに諦めていたが、このままではいけないと思い、消費生活センターに相談するよう勧めました。しかし、一人では難しそうだったので、私が付き添って行くことになりました。

気ききと対応のポイント

- ①被害に気づいていても、相談に抵抗がある場合もあるので、口づかすから何でも話せる信頼関係を構築することが大切です。
- ②クーリング・オフ期間を過ぎていても、解約できることがあります。諦めずに消費生活センターに相談してください。

事例②

部屋に見慣れない
大きな段ボール箱が……



田中 圭子さん(仮名)

私はホームヘルパーとして、一人暮らしの石田さん(仮名30代男性、視覚障害)の家事援助をしています。ご自宅にうかがったとき、部屋に「英語教材」と書かれたダンボールが置いてありました。気になって聞いてみると、ご本人は海外旅行に行きたいので、英語の勉強をしたいと思っていたところ、業者から電話があり、テープによる英会話と点訳を2万円で購入できると言われたので、電話口で契約をしたようです。

確認のために一緒に開けてみると、中にテープと教材以外に、テープを聞く機械や辞書が入っており、30万円近くの請求になっていました。契約書も細かい字でびっしりと書かれ、点訳もされていません。解約したいという意思を確認した私は所属の事業所に連絡しました。事業所から連絡を受けたケアマネジャーは、ご本人に付き添って消費生活センターと一緒に話を聞きました。

気ききと対応のポイント

- ①視覚障害者の場合、契約内容等の情報を確認することが困難なため、ご本人の意思と契約内容に相違がないか一緒に確認するなど、支援が必要なことがあります。
- ②ホームヘルパーがかかわる場合、所属の事業所の判断に従い、ケアマネジャーを通じて消費生活センターに相談するようになりましょう。



※障害者相談員とは、各都道府県等から委嘱され、身体・知的障害者の各種相談に応じ、必要な指導助言、行政との連携を図る方です。

事例③

いきなり送られてきた
大量の商品と請求書...



鈴木 弥生さん(仮名)

先日、娘の華子(仮名20代女性、聴覚障害)あてに大量の商品と請求書が送られてきました。私はびっくりして、会社から帰ってきた娘に話を聞くと、同じ聴覚障害の仲間からダイエツト商品を買ったというのです。娘は友だちに薦められたこともあり、この問題について話したくないと部屋に閉じこもっていました。

私はすぐに消費生活センターに連絡をして娘の様子を相談したところ、親身に話を聞いてくれ、アドバイスをしてくださいました。娘にこの話をする時、娘も実は気になっていたようですが、友だちとの関係を崩したくないために話しづらかったとのことでした。翌日、私は娘と一緒に消費生活センターに行き、クーリング・オフの手続きをしました。

気きき対応のポイント

- ①聴覚障害によりコミュニケーションが困難な場合、家族と、消費生活センターが連携して対応することが大切です。(16ページ参照)
- ②ご本人が相談に消極的でも、周囲の人が相談機関へいつでも相談できる体制を作っておくことが、その後の解決を迅速にします。

事例④

グループホームの利用料を滞納し始めた...



藤原 正さん(仮名)

野村さん、実はこの利用料の事なんだけど、先月から滞納してるみたいだね。どうかしたの?'



お金が無いって何かあったの?'

実は彼女ができて...頼まれて買った物とお金が無くなっちゃったのよ。



野村さん(仮名20代男性、知的障害)は最近街で声をかけられ、彼女が出来たことを嬉しそうに話してくれます。しかし、ある時からグループホームの利用料を滞納するようになってきました。そのことについて聞いてみると、「今はお金がない」と言っばかりです。利用料を払わないと、ここを出なければいけないことを話し、なぜお金がないのかを聞いてみました。すると、彼女に頼まれて指輪やアクセサリを購入していたことが分かりました。

野村さんは彼女に50万円近く支払っているため、貯金通帳にも全くお金がありませんでした。しかし野村さんは騙されたという思いが強くなりました。これではいけないと思ひ、私はすぐに消費生活センターに相談をしました。

気きき対応のポイント

- ①公共料金や必要なお金の支払が滞った場合は、金銭トラブルに巻き込まれている可能性があります。ります。
- ②被害が深刻な場合には、ご本人の意思を尊重しながら消費生活センター等の問題解決機関に繋がるよう見守り体制を整えることが大切です。(14ページ上段参照)
- ③日常の金銭の管理が不安な場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ下段参照)を検討することが必要です。

事例⑤

借金の取立てを受けているみたいと通報を受けて……



最近、高橋さんの家の借金の取り立てが来てるみたいです……

えっ



高橋さん、どうしました？

実は娘が勝手にお金を借りてしまっ……

サラ金

キャッシング



山村 一郎さん(仮名)

私は民生委員・児童委員をしています。先日私が担当している地区の方から、高橋さんのご自宅から借金の取り立てと思われる怒鳴り声が頻りに聞こえてくるという話を聞きました。気になって高橋さんの自宅に伺って、娘の由紀さん(仮名30代女性、知的障害)が複数の消費者金融から借金をしてしまい、その返済を迫られているとのことでした。金額は数百万円もあり、とても払えない、取立てが怖くて仕方ないと言っていました。お父さんも知的障害があるようで、対応の仕方がわからず困り果てていました。急いで地元で社会福祉協議会に相談をするため、消費生活センターを紹介され、私は由紀さんと一緒に消費生活センターに行きました。

気きき対応のポイント

- ① 金銭トラブルは第三者に話しづらいため、家族内に問題が温存する可能性があります。被害の発見、解決にとって、近隣住民は重要な情報源です。
- ② 多重債務は被害と認識されづらい面もありますが、まずは消費生活センターに相談しましょう。
- ③ 金銭管理が難しい場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ下段参照)を検討する必要があります。

事例⑥

病気はもうすぐ直りますと言いだした……



伊藤 宏子さん(仮名)



先生、私の壺を買ったのでもうすぐ病気が治るといいます。

全部先祖のたたりだったと……

えっ、あなたの村田ね。



この手口って似ていませんか。

あ、同じだ。

気きき対応のポイント

- ① 家庭や作業所等の就労の場合、気ききの場面は様々ですが、精神障害がある方はおおむね通院しているため、ソーシャルワーカー等との会話も重要です。
- ② ご本人の問題解決に結びつくよう、「悪いのは騙す方だ」などできるだけ具体的な声かけを行うことが大切です。
- ③ 判断に支援が必要な場合、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ下段参照)を検討する必要があります。

トラブル対応のフローチャート

対応の一例を紹介します。地域の

実情に応じて参考にしてください。



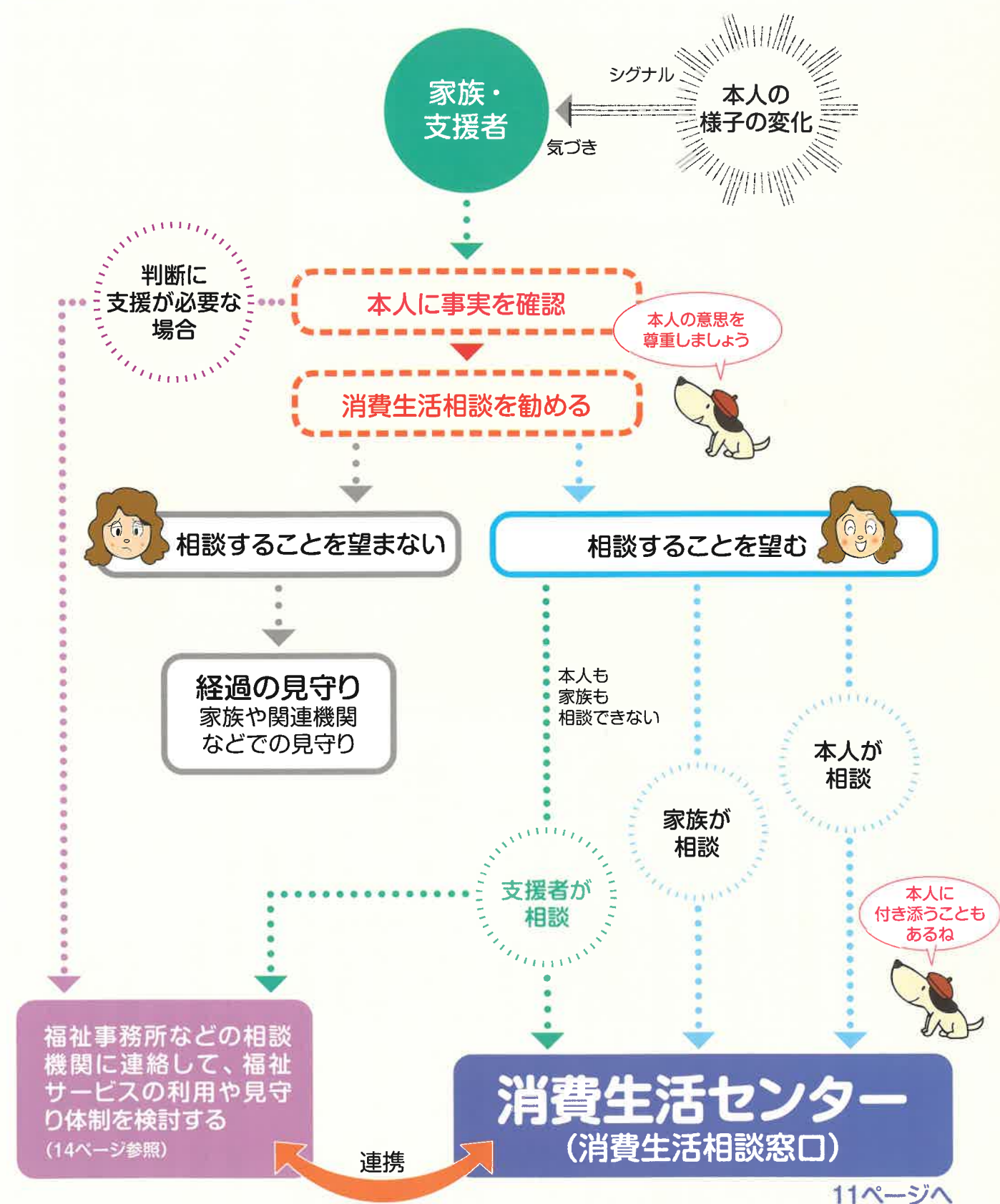
家族・支援者の方へ
 被害にあつていらっしゃることに気づいた場合、早急に消費生活センターへ相談することが大切です。ご本人が相談を望む場合、事情をわかつていられるご本人からの相談が一番ですが、家族・支援者の方が付き添ったり、障害者相談員などの支援を受けたらいいこともできます。

ご本人が相談を望まない場合、ご本人の意思を尊重することが大切ですが、被害の事実を客観的に伝えたり、本人支援プログラム(17ページ)への参加を検討するなどして、関連機関とともに連携して問題解決および再発防止に努めることが大切です。

解説

気づきのチェック項目

- 本人の様子の変化には、次のようなケースが考えられます。
- セールスマンから連絡が入り、電話口で困っている様子を見せる。
 - 恋人ができるなど生活に変化が生じ、隠し事が増える。
 - 見慣れない段ボールや商品が部屋に置かれている。
 - 訪問者や電話に対し、そわそわしている。
 - 急に節約をはじめめる。
 - なかなか言い出せずに困っている様子がある。
 - 突然、本人宛の郵便物が増える。 など



国民生活センター発行 メールマガジン 見守り新鮮情報

全国各地から寄せられた「高齢者・障害者の消費生活に関するトラブル情報」を収集・編集し、高齢者や障害者の周りの方々に「見守り新鮮情報」としてお届けします(毎月2回程度発行)。内閣府のホームページから簡単に登録することができ、登録の電子メール(パソコンもしくは携帯電話)に最新情報を配信します。



登録方法

見守り新鮮情報 | 検索

- パソコンからアクセスされる方
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html
- 携帯電話からアクセスされる方
 下記のメールアドレス宛に空のメールを送信
 空メールの送信先: mimamori@mlreg.tricorn.net

消費生活センターは身近な味方です

まずはお気軽にご相談下さい。



〈参考〉そうたんべんり 相談便利メモ

けいやく 契約をしたのはいつですか?

例 4月10日ごろ

なに けいやく 何を契約しましたか?

例 ふとん

いくらですか?

例 30万円ぐらい

どこからか 買いましたか?

例 O×健康株式会社

かんゆう どんなふうに勧誘されましたか?

例 業者が訪ねてきた



業者が発行した契約書や領収書やメモなどがあれば、用意しましょう。スムーズに相談を進めることができます。

紙に書くと話がわかりやすくなるよ



相談をするときには、左のような項目について事前にメモをしておくとう便利です。実際に書いてみることで問題を整理することができます。



消費生活センターは身近な味方です

まずはお気軽にご相談下さい。

消費生活センター※(消費生活相談窓口)では、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

※地域によって、名称が異なる場合があります。例：消費者センター・生活科学センター・生活センターなど

自主交渉の助言

「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」
期間内であればクーリング・オフ(13ページ参照)の方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。



あっせん

「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」
クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないで下さい。契約に問題があったとき、必要に応じて業者との間であっせん等を行うこともあります。適切な解決方法を探して、相談員は努力をいたします。



情報提供

消費者からの問い合わせに対して情報提供を行います。また、弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介いたします。



すぐに発見できた場合には クーリング・オフ

訪問販売などで契約してしまつた場合、一定期間内であれば無条件で解除できる「クーリング・オフ」（頭を冷やす）という制度があります。

契約書面を受け取つた日から、**8日間以内**に書面で通知をします（いわゆるマルチ商法・内職商法は20日間）。

はがきを両面「**クーリング・オフ**」として、**特定記録郵便**にし、送付した証拠を残します。（以下の記載例参照）。

クレジット契約があるときは、クレジット会社にも同様にはがきで通知します。

【書面での通知の例】

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇〇株式会社

〒契約を解除します。

支払った〇〇〇〇〇〇円を返すこととします。

商品が十分なにおき戻り下さい。

平成〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

通常はがき料金

特定記録料金



書いてみよう!クーリングオフはがき

郵便はがき

〇〇〇〇-〇〇〇〇

宛先は業者。クレジット契約がある場合はクレジット会社にも。

特定記録

業者の住所

通知する内容

契約年月日

契約した商品名

契約した金額

契約した業者

契約を解除する主旨

ハガキを記入した日

契約した本人の住所・氏名

もし、被害の発見がクーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめないで、すぐに消費生活センター（消費生活相談窓口）へ相談をしてください。

幅広い見守り体制の検討

障害者の消費者トラブルを確実に消費生活センターにつなぐためには、既存の相談機関の連携が欠かせません。

既存の相談機関

地域の福祉事務所、相談支援事業者、障害者の中核的支援機関等は、発生した消費者被害に関する一次相談窓口として重要な存在です。本人または発見した支援者等から相談を受けたり、消費者被害とその他の支援ニーズとに区分して、対応方針を決めます。

被害者を支える

消費者トラブルは、障害者の経済面だけでなく、日常生活面や就労面、心理面等にも大きな打撃を与えます。新たに派生した問題への対応や心理的支援を行いながら、消費者トラブル

の解決を図るためには、消費生活センターと既存の障害者相談機関等との連携が欠かせません。

新たなネットワーク

障害者の消費者トラブルを見逃さずに、確実に解決していくためには、ご本人、家族、近隣住民、既存の障害者関連機関等が、消費者トラブルが発生した場合の自分の役割を明確に知っておくことが重要です。障害者の支援ネットワークは地域によって特性があるため、それぞれの地域で消費者トラブルに取り組むための新たな連携方法と役割分担を確認しておきましょう。

日常の金銭管理や財産管理のために

金銭管理等に支援が必要な場合や、被害者としての自覚がなく相談に結びつかない場合には、次のような制度の活用も検討しましょう。

日常生活自立支援事業

判断に支援が必要な方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅で自立して地域生活を営めるように支援する制度です。地域の社会福祉協議会にご相談下さい。

成年後見制度

判断に支援が必要な方の、財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為の援助を行う制度です。家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ任意後見人を決め

公正証書による契約を行う「任意後見制度」があります。

このような制度は、それ単独では力を発揮することができません。既存の支援者・機関及び消費生活センター等との連携によって初めてトラブルの解決や再発防止への有効な力になるのです。

またこれらの制度活用は障害者の権利を制限する一面も持っているため、障害者を支援する長期的な見通しの中で、その活用を検討することが重要です。

家族・支援者の方からのよくあるご質問

Q&A



参考にしつね

Q1 被害にあっているようです。どのようにご本人に伝えたらよいのでしょうか？

A まず、近隣で発生している消費者トラブルの具体的な手口をお話して、似たような誘いがなかったか情報提供・協力を求めるような態度で最初の声かけをしましょう。次に、障害者のトラブルが増えていること、誰でも引っかけられる可能性があることで、決して恥ずかしくはないことを客観的に伝え、事情をよく聞きます。ご本人の気持ちを尊重しながら意思を確認しましょう。



大丈夫気にしないで

Q2 消費生活相談を勧められてよいトラブルなのか迷っています。

A 消費者トラブルは、事業者と消費者間の問題です（家庭内の相続問題などは含みません）。相談内容が消費者トラブル以外の問題も含まれた複雑な場合には、福祉事務所や障害関連機関等にまず相談して、消費者トラブルとそれ以外の支援が必要な問題とを整理した上で、消費生活センターが対応できる問題にしぼって相談しましょう。



問題点をしぼってみよう

Q4 ご本人から、自分に代わって消費生活センターに電話をして欲しいと言われました。可能ですか？

A 消費生活センターへの相談は、一番事情が分かっているご本人からが原則です。ご本人に代わって電話を頼まれた場合は、事前によく話を聞き、ご本人の隣で電話をするようにしましょう。

Q5 消費生活センターへ相談に行きたいのですが、手話通訳者が必要ですか？

A 消費生活センターに手話通訳者が配置されていることが理想ですが、配置されていない場合には自治体のろうあ者相談員や社会福祉協議会等で相談日に合わせて手話通訳者の手配をするとういでしょう（地域の実情に応じて連絡

方法を確認して下さい。事前に消費生活センターとFAX等で相談の方法や相談日の予約をしておくとう便利です。

Q6 ご本人が消費者トラブルについての相談を望んでいないのですが、繰り返し被害にあっています。

A 障害者が消費者トラブルに積極的に対応しようとする理由は様々です。特に判断能力が不十分な方の場合には、生活支援や金銭管理支援を充実させるなどの見守り体制を強化することが必要です。また本人支援プログラム等の利用を通して、時間をかけて情報提供や啓発を行う方法もよいでしょう。同じような被害にあい、問題解決をした経験を持つ障害者の話を聞くこともまた効果的です。

Q3 個人情報の守秘義務等が気になり、通報や相談を戸惑っています。

A 個人情報保護法の施行後、情報提供に慎重になる傾向が見られます。それはとても大事なことです。消費者トラブルの解決は、被害者の生活を守るために必要な緊急度の高い問題であると捉えることが重要です。ご本人の心理面やプライドに配慮しながら、福祉事務所等の障害者の相談機関へ連絡することだけでも同意してもらいましょう。

また、連絡を受けた相談機関は、障害者の権利擁護の立場から、問題解決の支援や、親族等への連絡をご本人の同意の中で積極的に進めることが大切です。

Q7 悪質商法についても少し詳しく知りたいのですが。

A 今回は、スペースの関係上多くの事例を取り上げることができませんでしたが、実際は、この他に数多くの事例が報告されています。詳しくは、国民生活センターの出版物「くらしの豆知識」やホームページ（www.kokusen.go.jp/）などを参考に消費者問題全般への理解を深めましょう。



パソコンでみてみよう

ロールプレイング

登場人物

マルオ 24歳・男性
知的障害者

ハナコ 20歳
マルオの彼女？
(実はセールスマン)

世話人 マルオのグループホームで働く女性

マルオはグループホームに住む24歳の男性。知的障害のある彼に声をかけたのは、街でアンケートを行っていたハナコ。自分が働く店で二人きりで話をしたいと言われ、事務所の二室に連れて行かれました。恋人気分のマルオですが……

ハナコのお店

ハナコ (アンケート用紙を見ながら) マルオ君っていいんだ。いい名前だね。

マルオ うん。

ハナコ ねえ、マルオ君って、彼女いる？

マルオ いない。

ハナコ えーっ、うそー、マルオ君の彼女になる人って、こちらやましいなあ。

マルオ (まんざらでもない顔)

ハナコ 今日ね、私が働いているお店で指輪を安く売っているの。マルオ君の彼女になる人にプレゼントしたらどうかね、って思ってた声をかけたの。

マルオ うん。

ハナコ 私なら、この指輪をもらうたら、すごくうれしい☆

マルオ うん。

ハナコ いつもは10万円以上するんだけど、今日だけ特別50万円。一生大切に使えるから、損はないと思うな。

マルオ いいよ。

ハナコ わーっ。うれしい！マルオ君に勇気を出して声をかけてみて、よかったーじゃあ、ここにサインして。

マルオ うん、わかった。

ハナコ マルオ君は運命の人のような気がする。また、わたしから電話してもいい？

マルオ いいよ。

ハナコ マルオ君って、優しいね。じゃあ、また今度ね。

マルオ バイバイ。

その2ヶ月後 グループホーム

マルオ ただいま。

世話人 お帰り。マルオくん今日は何してたの？

マルオ ハナちゃんに会ってた。

世話人 ハナちゃん？だれ？

マルオ 彼女だよ。

世話人 そう。マルオ君、彼女が出来たんだあ。どこで知り合った人？

マルオ 街で声をかけられた。ハナちゃんは運命って言った。

世話人 へえ、いい人なの？

マルオ うん。ハナちゃんはかわいく、僕の話をよく聞いてくれるんだ。

世話人 そうなのお、よかったわね。あ、ところでマルオ君、今月のグループホームの利用料、6万円を払ってくれる？

マルオ ……やだ。

世話人 どうして？利用料は、ここに住んでいる人はみんな払ってるんだよ。マルオ君は先月も払ってないから、本当はもつと払わなくちゃいけないのよ。

マルオ ……今はお金がない。

世話人 どうしてお金がないの？ちゃんとお仕事しているでしょ？貯金は？

マルオ つかった。

世話人 何に？

マルオ 指輪。

世話人 指輪？指輪なんてしてないじゃない。

マルオ あっ！もしかして、彼女に指輪を買ってあげて、お金がなくなったの？

マルオ そうなのかなあ……

世話人 そうかもしれないよ。ちゃんと、貯金通帳を見せてごらん？

マルオ 貯金通帳を世話人に渡す

世話人 やっぱり……。ほとんど残ってない。だまされてるのかもかもしれないよ。

マルオ ふん。そつなんだ。

こんな時、
どうしたらいいか？



ロールプレイングなどを活用したトラブル対策

主に知的障害者を対象に、ロールプレイングを中心とした消費者被害防止の本人支援プログラムが全国各地で実施されはじめています。

プログラムの進め方は様々ですが、ワークショップで被害を疑似体験する形式がよく行われています。例えば支援者によるロールプレイングの実演によって問題認識を共有した後、本人参加のロールプレイングを行い、被害の予防や解決のためにどうすればよいのか考えさせるなどの形式があります。

ワークショップは一度参加したからといって、確実に問題解決能力を身に付けることができるわけではありません。重要なのは、参加している本人同士お互いに語り合い、認識を共有し、相談できる窓口を確認することです。また、障害者の被害を潜在化させないためには、消費者トラブルは地域生活において、誰もが

経験し、乗り越えていく生活課題であり、相談してよいのだということを確認することが重要です。

特に判断に支援が必要な障害者の場合には、上記のロールプレイング等を参考に本人支援プログラムを実施し、地域のなかで消費者トラブルについて語り合う場を幅広く設定するといひでしょう。地域にこのようなプログラムがない場合は、各機関が連携し、プログラムの作成を検討しましょう。

制作 財団法人消費者教育支援センター
著作 消費者庁
制作協力 東 珠実 福山女学園大学 現代マネジメント学部 教授
木間 昭子 国民生活センター 相談調査部 調査室長
金谷内 徹 筑波大学 大学院教育研究科 2年
名川 勝 筑波大学 大学院 人間総合科学研究科 講師
堀江 まゆみ 白梅学園短期大学 教授
渡邊 一郎 足立区中部福祉事務所
財団法人全国精神障害者家族会連合会・財団法人全日本聾啞連盟・社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会・社会福祉法人日本盲人会連合・社団法人全国消費生活相談員協会
事務局 柿野 成美 (財)消費者教育支援センター 主任研究員
中川 壮一 (財)消費者教育支援センター 主任研究員
イラストレーション/みつき

このページを活用して障害者に消費者トラブルの相談先をお知らせすることができます。必要事項を書き込み、コピーしてご利用ください。

おかしいな、困ったなと思ったら 一人で悩まず相談しましょう。



.....消費者ホットライン.....



い や や
188 (局番なし)

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一步をお手伝いします。
一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

あなたの地域の身近な相談者

名前



最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口



最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口がわからないときは、
お住まいの都道府県消費生活センターにお尋ねください。

都道府県の消費生活センター



075-671-0004(くらしの相談)

075-257-9002(土日祝日電話相談(緊急の窓口))

お住まいの都道府県の消費生活センターは国民生活センターホームページでもご確認いただけます。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

制作／(財)消費者教育支援センター 著作／消費者庁

本ガイドブックは消費者庁ホームページ「消費者教育ポータルサイト」でもご覧いただけます。

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.html>

発行／平成19年3月 改訂版発行／平成31年2月(京都府)

⚠ 消費者注意報 case.4

悪質商法にご用心!

訪問販売(住宅リフォーム)



送り付け商法(健康食品)



詐欺電話

No.3



訪問購入



どうしたら、トラブルを防げるのですか~?

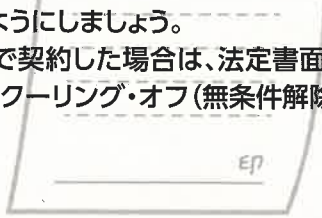


トラブル内容や注意事項

No.1

「無料で点検する。」などと言って訪問し、実際には問題が無いにも関わらず、「屋根瓦がずれている。」「シロアリがいる。」「床下が腐っている。」などと告げ、消費者を不安にさせてリフォーム工事の契約を結ばせる手口です。「今日契約すれば割引します。」などの言葉につられて急いで契約しないようにしましょう。

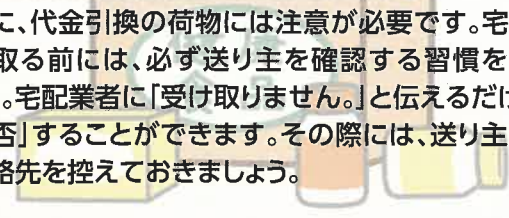
訪問販売で契約した場合は、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解除)ができます。



No.2

注文していないにもかかわらず、突然電話で「注文を受けた商品を送る。」と連絡があり、断っても「あなたは確かに注文している。録音もある。」などと言って商品を送り付けて代金を払わせませす。健康食品の他にカニ・エビ・ホタテなどの生鮮食品なども多くあります。

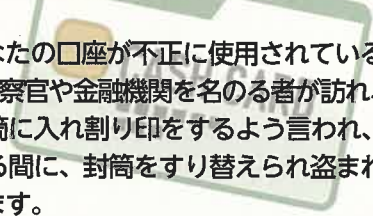
特に、代金引換の荷物には注意が必要です。宅配便を受け取る前には、必ず送り主を確認する習慣をつけましょう。宅配業者に「受け取りません。」と伝えるだけで「受取拒否」することができます。その際には、送り主の名前や連絡先を控えておきましょう。



No.3

キャッシュカードを交換すると連絡をした後、訪問等によりキャッシュカードを回収する手口です。「キャッシュカードを交換するために必要です。」等と言われ、暗証番号を教えてしまうと、銀行口座からお金が引き出されてしまいます。

また、あなたの口座が不正に使用されているなどと連絡をした後、警察官や金融機関を名のる者が訪れ、キャッシュカードを封筒に入れ割り印をするよう言われ、印鑑を取りに行っている間に、封筒をすり替えられ盗まれるといった手口もあります。



No.4

業者に「自宅まで古着などの不用品を買い取りに行く。」と言われ、訪問を許可したところ、買取業者の目的は初めから貴金属の買い取りである場合が多く、トラブルになることがあります。

強い口調で勧誘されると恐怖を感じ、言いなりになってしまうことがあります。物品をいったん業者に渡してしまうと転売や紛失を理由に返品されないことがあります。査定額が妥当なものか比較検討する必要もあります。

訪問購入には8日間のクーリング・オフがあり、期間中は、物品の引渡しを拒む権利があることを覚えておきましょう。

業者が事前に連絡せずいきなり自宅訪問して勧誘を行うことは、法律(特商法)で禁止されています。

トラブルを避けるための ワンポイント!

- ①業者に言われるままに契約せず、本当に必要なものなのか考えましょう。契約を急がせる業者には注意しましょう。
- ①申し込みをしていないのに商品が届いた場合は、代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。覚えのない荷物は安易に受け取らないようにしましょう。
- ①キャッシュカードの交換を理由に、銀行員や警察官などが自宅を訪問してカードを回収することはありません。不審な電話があったら、本当のことなのか、直接、カード発行店などに問い合わせるようにしましょう。
- ①訪問購入(訪問買取)を利用するときは、ひとりで対応せず、誰かと一緒にいるときにしましょう。訪問購入の契約書に「業者名や連絡先」、「何を何個、いくらで売ったか」の記載がある事を、必ず確認しましょう。



不安な時は
まずお電話を!

消費者ホットライン (お近くの消費生活相談窓口につながります)

京都府消費生活安全センター 暮らしの相談

京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン

消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)

188 (いやや!)

075-671-0004

075-671-0144

075-257-9002